

外部評価軽減要件確認票

| | |
|-------|------------|
| 事業所番号 | 2391400096 |
| 事業所名 | グループホーム虹色 |

【重点項目への取組状況】

| | | |
|-------|---|-------------------|
| 重点項目① | 事業所と地域とのつきあい（外部評価項目：2） 町内会に加入し、夏祭りや敬老会などの地域の行事に参加している。また、日常の散歩で近所の人と挨拶も交わしている。月2回傾聴ボランティアの訪問があり、入居者は楽しくおしゃべりをしている。また、歌や健康体操などのボランティアの慰問もある。法人主催で高齢者向け体操や介護相談、熱中症予防の勉強会を開催し、地域の方が多数参加した。 | 評価 ○ |
| 重点項目② | 運営推進会議を活かした取組み（外部評価項目：3） 家族、地域住民代表、いきいき支援センター職員、知見を有する者が参加し、偶数月に開催している。会議では入居者の状況、活動内容の報告と参加者が興味のあるテーマを選び、合同会議の研究発表などを行っている。メンバーから「会議に出て認知症について理解が深まり知識が広まった」との言葉があった。メンバーから情報や助言を得て、サービスの質の向上に活かしている。 | 評価 ○ |
| 重点項目③ | 市町村との連携（外部評価項目：4） 行政との連携は事務局が担当し、会議の報告で月に1回、市の介護指導課を訪問している。区役所には認定の更新や分からないことがあれば相談し、連携を図っている。いきいき支援センター主催の「認知症高齢者の家族教室」で事務局の担当者が講義したこともある。 | 評価 ○ |
| 重点項目④ | 運営に関する利用者、家族等意見の反映（外部評価項目：6） 家族会はないが面会時に家族の意見や要望を聞いている。意見や苦情などはノートに記入し、話し合い反映するよう努めている。家族からの要望で職員の顔写真をホーム内に掲示した。毎月行事予定と入居者の1カ月の様子を担当職員が書いた「虹色便り」を家族に送っている。 | 評価 ○ |
| 重点項目⑤ | その他軽減措置要件 ○「自己評価及び外部評価」及び「目標達成計画」を市町村に提出している。 ○運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されている。 ○運営推進会議に市町村職員等が必ず出席している。 | 評価 ○ ○ ○ |
| 総合評価 | | ○ |

【過去の軽減要件確認状況】

| | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 実施年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 総合評価 | × | ○ | ○ | | | |

1. 外部評価軽減要件

- ① 別紙4の「1 自己評価及び外部評価」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。
- ② 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- ③ 運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- ④ 別紙4の「1 自己評価及び外部評価」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

2. 外部評価軽減要件④における県の考え方について

外部評価項目2、3、4については1つ以上、外部評価項目6については2つ以上の取り組みがなされ、その事実が確認（記録、写真等）できること。

| 外部評価項目 | 確認事項 |
|-----------------------|---|
| 2. 事業所と地域のつきあい | (例示) ① 自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、保育園、幼稚園、小学校、消防団などの地域に密着した団体との交流会を実施している。 ② 地域住民を対象とした講習会を開催若しくはその講習会の講師を派遣し、認知症への理解を深めてもらう活動を行っている。 |
| 3. 運営推進会議を活かした取組み | (例示) ① 運営基準第85条の規定どおりに運用されている。 ② 運営推進会議で出された意見等について、実現に向けた取り組みを行っている。 |
| 4. 市町村との連携 | (例示) ① 運営推進会議以外に定期的な情報交換等を行っている。 ② 市町村主催のイベント、又は、介護関係の講習会等に参画している。 |
| 6. 運営に関する利用者、家族等意見の反映 | (例示) ① 家族会を定期的（年2回以上）に開催している。 ② 利用者若しくは家族の苦情、要望等を施設として受け止める仕組みがあり、その改善等に努めている。 ③ 家族向けのホーム便り等が定期的（年2回以上）に発行されている。 |

(注) 要件の確認については、地域密着型サービス外部評価機関の外部評価員が事実確認を行う。